

## ■お知らせ

## J BN 10周年記念大会



## ●テーマ

## 『工務店の技術継承と創生～未来に向けて～』

**【大会主旨】** 未来につながる、魅力ある、新たな工務店像へ。技能継承、環境負荷軽減、ストック住宅への対応など、100年先の未来を見据えた新たな時代の工務店像とはなにか。地域工務店にかかわるすべての人が、希望を持って活躍できる、魅力ある業界を創るためににはどうするべきなのか。我々地域工務店を取り巻く様々な課題を正確にとらえ、未来に向かって発展し次世代に受け継いでいくための方向性を発信する“JBN10周年記念大会”を開催いたします。皆様のご参加お待ちしております。

主 催：一般社団法人 JBN

日 時：2017年11月14日(火)

式 典 13:00～

基調講演 15:00～

国土交通省 伊藤明子住宅局長

2017年11月15日(水)

分科会 9:00～

分科会テーマ：「新たな時代の工務店像」

会 場：ロイヤルパークホテル水天宮

〒103-8520 東京都中央区日本橋蛎殻町 2-1-1

工務店の今を 知る、伝える、支える情報誌

# JBN REPORT

発行：一般社団法人 JBN・全国工務店協会

〒104-0032  
東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

TEL: 03-5540-6678

FAX: 03-5540-6679

Mail: jbn@jbn-support.jp

HP: <http://www.jbn-support.jp>

© JBN 禁無断転載

貸借対照表  
平成29年3月31日現在

科目	金額(円)
現金預金	79,822,078
未収金	102,853,421
その他の流動資産	4,041,768
流動資産合計	186,717,267
建物	952,529
その他の固定資産	10,006,774
固定資産合計	10,959,303
資産 合計	197,676,570
未払金	67,124,053
預り金	10,812,307
未払法人税等	1,034,400
未払消費税等	1,018,000
その他の流動負債	968,370
流動負債合計	80,957,130
固定負債合計	0
負債 合計	80,957,130
正味財産 合計	116,719,440
負債及び正味財産 合計	197,676,570

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科目	金額(円)
(1) 経常収益	
受取会費	90,811,000
事業収益	107,411,021
受取補助金等	134,067,000
雑収益	32,283,790
経常収益計	364,572,811
(2) 経常費用	
事業費	265,199,744
管理費	83,205,703
経常費用計	348,405,447
(3) 当期経常増減額	16,167,364
(4) 税引前当期一般正味財産増減額	16,167,364
法人税、住民税及び事業税	1,034,400
(5) 当期一般正味財産増減額	15,132,964
一般正味財産期首残高	101,586,476
(6) 一般正味財産期末残高	116,719,440

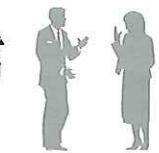
## 第10期 役員

代表理事：青木 宏之	[神奈川] 神奈川県木造住宅協会
理 事：池田 浩和	[東京] 住環境価値向上事業協同組合
理 事：後関 和之	いえもりの会
理 事：小林 稔政	[長野] 信州木造住宅協会
理 事：鈴木 貴雄	[愛知] (一社) 東海木造住宅協会
理 事：竹脇 拓也	[千葉] ちば木造建築ネットワーク
理 事：深澤 裕一郎	[静岡] (一社) 富士山木造住宅協会
理 事：松井 進	[静岡] (一社) 静岡木の家ネットワーク
理 事：加藤 信芝	[山形] 山形県優良住宅協会
理 事：和田 正光	[福島] 福島県工務店協会
理 事：大野 年司	[埼玉] 埼玉木造建築協会
理 事：玉置 敏子	[東京] いえもりの会
理 事：山田 貴敏	[岐阜] ぎふの木の住まい協議会
理 事：坂下 託一	[三重] みえ木の家ネットワーク
理 事：日置 尚文	[兵庫] 京阪神木造住宅協議会
理 事：安成 信次	(一社) 山口ビルダーズネットワーク
理 事：山田 文夫	(一社) 徳島県木の家地域協議会
理 事：久原 英司	[熊本] KKN(熊本工務店ネットワーク)
理 事：新町 吉男	[宮崎] 宮崎県建築業協会
監 事：河井 英勝	[広島] (一社) 広島県工務店協会
監 事：中野 栄吉	[千葉] ちば木造建築ネットワーク

# JBN REPORT

特集：今後の技術者制度の在り方、主任技術者にも確認制度拡大を提言

2017年8月号 -Vol.23



## 主任技術者にも確認制度を導入 国交省「適正な施工確保のための技術者制度検討会」

国土交通省の「適正な施工確保のための技術者制度検討会」がこのほど公表したとりまとめでは、今後の技術者制度の在り方のなかで、『主任技術者』にも確認制度を導入することを盛り込みました。「監理技術者資格者証の交付を通じて、専任の監理技術者に対して導入されている確認制度を、主任技術者にまで拡大する」ことで、主任技術者の資格要件を満たしている者であることを確認する形に制度改正することを提言しています。

とりまとめは適正な施工を確保する上では、監理技術者、主任技術者が極めて重要な役割を担っているとしています。主任技術者の資格要件としては、施工管理技士等の国家資格のみならず、民間資格など120以上にも及ぶため、現場毎に確認することは「煩雑との声も聞かれる」と指摘。こうしたことからも含めて「統一の機関が主任技術者の資格要件を満たしている者であることの確認を行うことで、その証明、確認作業は大幅に簡素化す

ることが可能』だとして、専任の監理技術者に対して導入されている確認制度を、主任技術者にも拡大することを提言しました。

ただし、現行の制度を前提に、そのまま全ての主任技術者にまで対象を広げることは、「あまりにも技術者への負荷が大きく混乱を来しかねない」と強調。対象の拡大については、「当面は元請企業に関する主任技術者のみに対象を拡大する」など、段階的に取り組むことを求めていました。

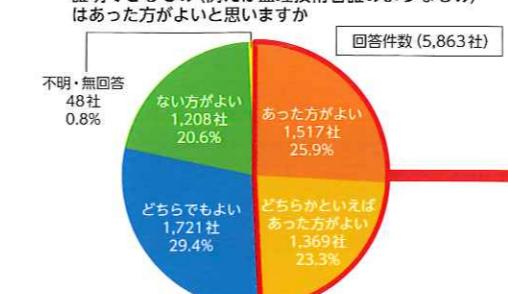
同検討会の議論の背景の一つに、不正事案の発生の問題があります。建設業法制定の大きな目的の一つが不良不適格企業の排除であるにも関わらず、依然として度重なる不正事案が発生していること、技術者個人が意図的に不正行為を行うような事案も度々発生していることなど、「工事の品質に対する信頼性が大きく揺らいでいる」としています。

## 確認制度による効果 技術者個人の有資格証明、転職等での経験証明

- 平成21年度に特定建設業許可を有する建設企業を対象に実施したアンケート調査によれば、主任技術者の証明の必要性について、約50%が「必要性あり」と回答。
- 期待する効果として「(技術者個人及び会社として)有資格者であることの証明が容易になる」「転職や倒産で所属企業が変わった場合の実務経験等の証明が容易になる」を挙げる企業が多い

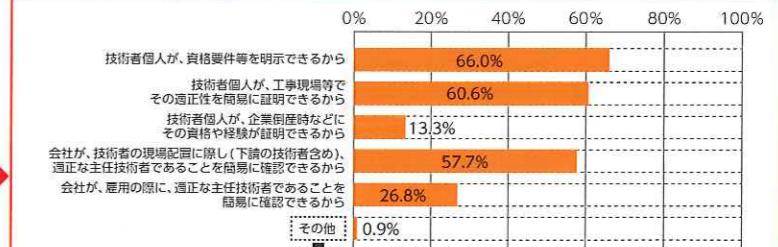
## 主任技術者証明の必要性に関するアンケート調査の結果①

【質問】2級国家資格者などの適正な主任技術者であることが証明できるもの(例えば監理技術者証のようなもの)はあった方がよいと思いますか



第15回技術者制度検討会資料を加工

証明書があった方がよいと考える理由(複数回答)



その他の理由

- ◆ 技術者としての意識向上につながる
- ◆ 下請会社の資格に対する意識向上のため
- ◆ 監理技術者と同じ様に主任技術者も責任が大きいと思うから
- ◆ 監理技術者の様に定期的に講習を受けることで、知識を最新のものとすることができます

出所：「平成21年度監理技術者資格者証に関するアンケート」((一社)建設業技術者センターが実施)

アンケート概要

調査対象：全国の特定建設業許可を有する建設企業

調査票配布数：11,854社(回収率：49.5%)



この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。

